

「忘れられる権利」についての小考

- 最近の欧州司法裁判所判決と韓国における忘れられる権利 -

2014年5月13日欧州連合(EU)の最高裁である欧州司法裁判所(EJC, European Court of Justice)が下した「忘れられる権利(the right to be forgotten)」についての判決をきっかけに、韓国でも「忘れられる権利」への関心が日々高まっています。

1. 欧州司法裁判所判決の事案

スペインの弁護士ゴンザレス氏(Costeja Gonzalez)は、2010年スペインのAEPD(Data Protection Agency、情報保護局)に、(1)スペインの新聞ラ・ヴァンガードディア(La Vanguardia)の1998年度の記事がリンクされている検索結果を表示したグーグル(Google Inc.)とグーグル・スペイン(Google Spain、以下、「グーグル」)に対しては、上記の記事を検索結果から削除するか遮断する措置を、(2)ラ・ヴァンガードディアに対しては、上記の記事を削除する措置を取らせるよう求めました。グーグルでゴンザレス氏の名前を検索すると、ゴンザレス氏所有の不動産の公売に関する裁判所の判決内容が記載された上記1998年新聞記事が検索されたところ、上記の記事にはゴンザレス氏の負債に関する詳細が記載されていました。

これを受けAEPDは、グーグルに対して関連リンクの削除を命じる決定を下しましたが(新聞社に対しては表現の自由などを理由に要請を棄却しました。)、グーグルがこれに対して異議を申立てスペイン高等裁判所に提訴し、同裁判所がEUの1995年データ保護準則(Directive 95/46/EC)がインターネット検索エンジンに適用されるかどうかなどに対する解釈を欧州司法裁判所に求めたところ、この答えとして出されたのが今回の判決です。

2. 欧州司法裁判所判決の骨子

判決の骨子は、(1)会社のデータ処理サーバーが欧州外にあっても、検索エンジンの運営者がEU域内に支店や支社を置いているのであれば、EU準則は当該会社に適用され、(2)検索エンジンの運営者は個人情報の処理者(controller)であるため、EU準則の責任から逃れることができず(検索エンジンが情報をインデクシング(indexing)して一時保存し、優先順位によってユーザーに提供するのは個人情報の「処理(processing)」であり、検索エンジンの運営者は「

処理者(controller)」に当る。}, (3)個人は、ウェブページそのものの削除の如何とは無関係に、自分の名前で検索して表示された検索結果に対して直接検索エンジンにそのリンクの削除を求める権利を持つ、という内容です。

加えて、欧州司法裁判所は、忘れられる権利が無限定に認められる権利ではなく、当該個人情報がデータの処理目的に対して不正確(inaccurate)、不適切(inadequate)、無関係であるか(irrelevant)、或は過度(excessive)な場合に適用されるものであり、事案によって表現の自由や他の基本権、公人としての役割などとバランスをとる必要があることを明確に判示しました。

これまで忘れられる権利の認定の如何とその範囲に対して多くの論争がありましたが、この判決は従来の個人情報の法理に基づき、検索エンジンの運営者に対するリンク削除権としての「忘れられる権利」を認めたことにその意味があります。

3. 韓国における忘れられる権利

韓国では、まだ忘れられる権利が本格的に取り扱われたことはありませんが、現行の韓国法令にも「忘れられる権利」として包摂し得る条文があります。「個人情報保護法」は第37条で情報主体に個人情報処理者に対する処理停止要求権を認めているのみならず、第36条第1項で「自分の個人情報を閲覧した情報主体は、個人情報処理者にその個人情報の訂正又は削除を求めることができる。」と定めています。個人情報保護法における「個人情報処理者」とは、「業務を目的に個人情報ファイル(個人情報を簡単に検索することができるように、一定の規則によって体系的に配列するか、構成した個人情報の集合物)を運用するために自ら又は他人を通じて個人情報を処理する公共機関、法人、団体及び個人など」を意味します。韓国においても、検索エンジンの運営者もやはり個人情報処理者に該当すると認められる場合、上記の規程がどのように適用されるかが関心を集めています。

特に、上記第36条第1項但書は、「他の法令にてその個人情報が収集対象として明示されている場合には、その削除を求めることができない。」としており、他の法令の例としては、「電子商取引等における消費者保護法に関する法律」、「通信秘密保護法」、「国税基本法」などがありますが、その他の例外事由(例えば、EUのGeneral Data Protection Regulationは、表現の自由、歴史的・統計的・科学的調査を目的とする場合等には、忘れられる権利が適用されないと規定しています。)については規定していません。そのため、削除範囲が拡大される可能性があり、これは結局的に表現の自由、営業の事由などを侵害し、他の利害関係者との紛争を触発し得るとの指摘があります。

一方、「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」(情報通信網法)第44条の2第1項は、「情報通信網を通じて一般に公開の目的で提供された情報によってプライバシー侵害や名誉毀損など他人の権利が侵害された場合、その侵害を受けた者は、該当情報を取り扱った情報通信サービスの提供者に対して侵害事実を疎明し、その情報の削除又は反駁する内容の掲載を要請することができる。」と定め、第2、4項でそれに基づく情報通信サービス提供者の措置の一つとして、該当情報へのアクセスを臨時的に遮断する臨時措置について定めています。

情報通信網法第44条の2は、他人が提供した情報によってプライバシー侵害や名誉毀損などの権利を侵害された場合を規制するため、忘れられる権利の適用範囲と正確に一致しているとは見難い面があります。しかし、情報通信網法の関連規定もやはり様々な紛争を誘発する可能性が大きいところ、プライバシー侵害や名誉毀損などを判

断することが容易ではない場合が多いにもかかわらず、その判断を一方的に情報通信サービス提供者に委ねており、個人情報主体と情報提供者間での紛争以外にも、個人情報主体と情報通信サービス提供者、情報提供者と情報通信サービス提供者との間で紛争が発生しかねません。さらに、情報通信サービス提供者が紛争を懸念して個人情報主体からの要求を精密な検討なしに受け入れたり、実質的に永久削除という結果をもたらし得る臨時措置を濫用する場合には、当該の情報提供者との紛争はさておいても、歴史の歪曲、知る権利の侵害などの公共の利益が侵害されるリスクさえあります。

高度の情報化時代において忘れられる権利が持つ含意は非常に重要です。しかし、欧州司法裁判所が述べているように、他の基本権などそれによって侵害される法益との均衡を保つ必要があるのも明白です。現在韓国においても忘れられる権利に関する立法など、その制度的な整備に対する要求が大きくなっていますが、その導入の如何と内容に対しては慎重な検討が必要です。むしろ、それに先立ち、上記の規定などを含めた現行法令に対する解釈とともに、望ましい運営方向についてまず考えてみる必要があります。

なお、個人情報処理者としても、忘れられる権利など情報主体の認識変化とともに個人情報保護に関する法制の動向を注視することで、企業活動の遂行において発生し得るリスクに適切に対処する必要があります。情報社会における個人情報保護の 이슈は、単に事後対応の問題ではなく、企業活動の全般にわたる情報ガバナンスとして設計・運営されるべきです。個人情報保護体系に対する正確な理解とともに積極的な投資が必要なわけです。

<情報保護専門グループ>

最近、個人情報の漏洩問題が深刻な社会問題となっており、個人情報の漏洩事故に対する事後対応はもちろん、個人情報保護のための事前の対応策を整備する必要性がますます高まっています。法務法人世宗の情報保護専門グループは、情報保護に関する規制及び法令への深い理解と豊かな実務経験はもちろん、情報処理システムの技術的な専門知識をも有し、情報保護のための業務プロセスの整備及び情報処理システムの構築に必要な総合的なコンサルティングサービスを提供しており、情報漏洩事故に関する民事訴訟・刑事訴訟においても優れた実績を上げています。

さらに、法務法人世宗では、個人情報保護分野における専門家として活躍してきた尹鍾秀(ユン・ジョンズ)前部長判事を迎え入れ、専門能力を一層強化しました。尹(ユン)弁護士は、過去21年間、ソウル中央地方裁判所、ソウル高等裁判所、ソウル北部地方裁判所部長判事等を歴任し、現在、個人情報保護委員会、韓国著作権委員会、コンテンツ紛争調整委員会、公共データ紛争調整委員会の各委員、インターネット検索サービスの発展のための諮問委員会の委員長として活動しています。

上記の内容につきまして、ご質問等がおありの方は、下記の連絡先までご連絡ください。より詳しい内容についてご相談を承ります。

-
- Jong-Soo Yoon(パートナー弁護士) TEL. 02 316 4040 E-Mail. jsyoon@shinkim.com
 - Yoon-Hee Kim(パートナー弁護士、日本語対応可) TEL. 02 316 4025 E-Mail. yhekim@shinkim.com
-

Chambers Asia-Pacific Awards 2014
South Korea Law Firm of the Year : Shin & Kim



法律法人 世宗
SHIN&KIM

The content and opinions expressed within SHIN & KIM's regular newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

<http://www.shinkim.com>